

令和5年度



ご加入後は解約のお申し出がない限り、
中学校を卒業されるまで
『自動継続』
されます。

学校内外問わずお子さまの24時間365日を補償します。

ふくしまっ子 こども総合補償制度

小・中学生総合補償制度

安心生活総合補償特約
付帯普通傷害保険

A・B・C・Dプラン

+

医療保険(1年契約用)

Aプラン

学校等から貸与される
タブレットや
ノートパソコンも
補償の対象となります。

自転車事故も補償!

日常生活個人賠償
責任補償
示談交渉サービス

をご利用いただけます。



福島県PTA連合会に加盟している小・中学校に在籍する児童・生徒を対象に、**希望者が任意にご加入**いただけます。

【お申込締切日と補償期間】

同封の加入依頼書へ必要事項をご記入のうえ、
返信用封筒にて取扱代理店宛にご郵送ください。
お申込方法についてはP.7~8をご覧ください。

お申込みにあたっては、
「補償の概要および重要事項説明書」を
必ずご確認ください。

https://www.kyoeikasai.co.jp/pta_yakkan/jyusetsu_fukushima.pdf

詳細はP.7をご参照ください。



申込締切日(消印有効)

3月15日

補償期間

令和5年4月1日 ~ 令和6年4月1日(1年間)

加入者証送付時期

5月下旬

保険料口座振替日

5月29日

申込締切日以降に資料をお受け取りの場合は、令和5年4月14日(消印有効)までにお申込ください。

この場合は、補償期間が令和5年5月1日~令和6年4月1日(11か月間)となります。

また、令和5年10月13日(消印有効)まで中途加入できますので、ご希望の場合は取扱代理店までご連絡ください。

団体契約者：福島県PTA連合会 引受保険会社：共栄火災海上保険株式会社

この制度は福島県PTA連合会を保険契約者とし、連合会所属の小・中学校の児童・生徒を被保険者とする団体制度です。



お子さまの24時間を

個別加入に比べて安心生活総合補償特約付帯普通傷害

保険料に制度運営費200円を加算した金額が口座から引き落とされます。

補償内容一覧

		Aプラン	Bプラン	Cプラン	
(年1回掛金)	保険料 4月補償開始(1年間)	14,800円	9,800円	7,300円	
	制度運営費	200円			
傷害補償	入院保険金日額	3,000円	2,500円	2,000円	
	通院保険金日額	1,700円	1,300円	1,100円	
	手術保険金	<input type="checkbox"/> 入院中 3万円 <input type="checkbox"/> 入院外 1.5万円	<input type="checkbox"/> 入院中 2.5万円 <input type="checkbox"/> 入院外 1.25万円	<input type="checkbox"/> 入院中 2万円 <input type="checkbox"/> 入院外 1万円	
	後遺障害保険金	後遺障害の程度に応じて 約11.9 ~ 298万円	後遺障害の程度に応じて 約9.8 ~ 246万円	後遺障害の程度に応じて 約6.3 ~ 158万円	
	死亡保険金	298万円	246万円	158万円	
	特約による追加補償	熱中症	○	○	○
		食中毒	○	○	○
		特定感染症	○	○	○
		天災(地震・噴火・津波)	○	○	○
	日常生活個人賠償責任補償		3億円	2億円	1億円
受託品・記録情報等補償拡大		○	○	○	
被害事故補償		1,000万円	1,000万円	1,000万円	
救援者費用		300万円	200万円	100万円	
育英費用補償		100万円	50万円	25万円	
携行品損害補償		10万円 (自己負担額3,000円)	10万円 (自己負担額3,000円)	—	
医療補償	疾病入院保険金日額	3,000円	—	—	
	疾病手術・放射線治療保険金	手術の種類により 1.5/3/6/12万円	—	—	

(注1) ○印で補償する場合の保険金額は傷害補償の保険金額と同額です。

※特定感染症補償特約では死亡保険金、手術保険金はお支払いの対象になりません。

(注2) 上記の各プランは、前年度契約の被保険者数により団体割引20%を適用したものです。今年度の被保険者数が1,000名に達しなかった場合には翌年度の割引率が変わり、保険金額が変わります。

(注3) 本制度では、安心生活総合補償特約付帯普通傷害保険料に対し、損害率による割増引20%割引が適用されています。この割増引は保険金のお支払い状況により毎年見直されます。



安心補償でつつみまます

(注) 事故状況により保険金が支払われないこともありますので、事故に遭われた場合には必ず引受保険会社までお問い合わせください。

保険料が**36%割安**です。

Dプラン

4,800円

1,500円

800円

入院中 1.5万円

入院外 0.75万円

後遺障害の程度に応じて
約**3.8 ~ 96万円**

96万円

○

○

○

○

1億円

○

—

—

—

—

—

—

たとえば

こんな場合に補償の対象となります

傷害補償

休日、交差点で車に巻き込まれ足を負傷してしまい、手術したあと、入院・通院した。



熱中症

クラブ活動中に熱中症になり入院した。



特定感染症

新型コロナウイルス感染症を発症して入院した。



日常生活個人賠償責任補償

示談交渉サービスをご利用いただけます。

自転車事故で相手の方に後遺障害が残ってしまった。

サッカーボールを蹴って近所の窓ガラスを割ってしまった。

学校等から貸与されるタブレットやノートパソコンも補償の対象となります。



被害事故補償

ひき逃げ事故にあって重傷を負った。



救援者費用等補償

登山中に遭難し、捜索してもらった。



育英費用補償

扶養者である父親が事故で重度の後遺障害が残ってしまった。



携行品損害補償

外出先でカメラを落として壊してしまった。



医療補償

虫垂炎になり、入院して手術した。



(注) プランによって補償項目が異なりますので、左記の補償内容一覧をご確認ください。

傷害補償 A・B・C・Dプラン

ご加入のお子さまご本人のみが対象です。

お子さまが、学校内外を問わず急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合、入院保険金・通院保険金をはじめ手術保険金・後遺障害保険金・死亡保険金が支払われます。(国内外を問わず24時間補償されます。)



追加補償 熱中症・食中毒・特定感染症・天災補償 A・B・C・Dプラン

熱中症補償特約

お子さまが熱中症(日射病・熱射病)になった場合に、入院保険金、通院保険金、手術保険金、後遺障害保険金および死亡保険金が支払われます。

食中毒補償特約

お子さまが学校の管理下中に、食中毒になった場合に、入院保険金、通院保険金、手術保険金、後遺障害保険金および死亡保険金が支払われます。特定感染症に該当しないサルモネラ菌や腸炎ビブリオ菌等による食中毒も補償します。

特定感染症補償特約

〔新型コロナウイルス感染症追加補償特約(特定感染症補償特約用)〕が自動付帯されます。
 特定感染症および新型コロナウイルス感染症による後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金が支払われます。(死亡保険金、手術保険金はお支払いの対象となりません。)

天災補償特約

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガに対して入院保険金、通院保険金、手術保険金、後遺障害保険金および死亡保険金が支払われます。

(注) 特定感染症とは…「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の分類から三類感染症に定められた疾病。O-157をはじめ、ペスト、腸チフス、コレラなどが対象となります。
 (令和4年10月現在)

★新型コロナウイルス感染症は、「新型コロナウイルス感染症追加補償特約(特定感染症補償特約用)」により特定感染症と同様に補償対象となります。



友達にケガをさせた・友達の物を壊した

日常生活個人賠償責任補償 A・B・C・Dプラン

お子さまと同居のご家族全員*も対象です。

- 示談交渉サービス付
- 「日常生活個人賠償責任補償特約の受託品・記録情報等補償拡大特約」付帯

国内外問わず、お子さまや同居するご家族の方が日常生活に起因する偶然な事故により他人に対して法律上の損害賠償責任を負った場合、損害賠償金や慰謝料、訴訟費用等が支払われます。(ただし、自動車やバイク等による事故は対象外です。)

(注1) **お子さまご本人**が受託した財物(受託品)の損壊、紛失、盗取による損害賠償責任等も補償の対象となります。ただし、受託品に含まれない物があります。P.7でご案内の「補償の概要および重要事項説明書」にてご確認ください。

(注2) 学校等の管理下で発生した事故や、スポーツ中(クラブ活動やスポーツ大会中)の事故で、お子さまに法律を逸脱した行為がない場合などは、法律上の損害賠償責任が発生しません。(法律上の損害賠償責任が発生しない場合には、保険金支払の対象になりません。)

※お子さまご本人の同居の親族(ご本人から見て6親等内の血族)をいいます。

学校等から貸与されるタブレットやノートパソコンも補償の対象となります。



示談交渉サービス

日常生活個人賠償責任補償特約(示談交渉サービス付)の対象となる日本国内において生じた賠償事故について被保険者のお申し込みがあり、かつ被保険者の同意が得られれば、共栄火災は原則として被保険者のために示談交渉をお引き受けいたします。この場合、共栄火災の選任した弁護士が相手の方との交渉にあたる場合があります。また、賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を共栄火災へ直接請求することもできます。

ご注意ください

次の場合には、共栄火災は相手の方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。なお、その場合でも、相手の方との示談交渉等の円満な解決に向けたご相談に応じます。

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活個人賠償責任補償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が共栄火災との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が共栄火災への協力を拒んだ場合
- 賠償責任事故について被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

犯罪被害にあった

被害事故補償 A・B・Cプランのみ

ご加入のお子さまご本人のみが対象です。

お子さまが被害事故(ひき逃げ・通り魔・ストーカー)により、死亡、後遺障害またはケガをされた場合に、治療費、逸失利益、精神的損害などの金額を所定の方法により算出し、保険金としてお支払いします。ただし、加害者などから得た賠償金や各種法令に基づく給付金などがある場合は、その額を差し引いてお支払いします。



登山中に遭難した

救援者費用等補償 A・B・Cプランのみ

ご加入のお子さまご本人のみが対象です。

お子さまが遭難した場合などでお子さまのご親族が負担した捜索・救助費用等に対して保険金をお支払いします。



扶養者の方が不慮の事故にあった

育英費用補償 A・B・Cプランのみ

ご加入のお子さまの扶養者の方が対象です。

お子さまの扶養者の方が急激かつ偶然な外来の事故により、死亡または重度の後遺障害が生じた場合に、お子さまの学業生活に必要な学費などを育英費用として育英費用保険金額の全額を一時金としてお支払いします。



外出先で自分の持ち物が偶然な事故で壊れてしまった

携行品損害補償 A・Bプランのみ

ご加入のお子さまご本人のみが対象です。

お子さまが家族旅行や学校の遠足で偶然な事故によりご自身のカメラを壊したり、カバンを破損したなどの場合にその修理費もしくは時価額を保険金額を限度としてお支払いします。

- (注1) 自己負担額は1回の事故につき3,000円です。
- (注2) 保険期間を通じて、携行品損害保険金額が限度となります。
- (注3) 保険の対象とならない物があります。P.7で案内の「補償の概要および重要事項説明書」にてご確認ください。
- (注4) 置き忘れ、紛失は保険金支払の対象になりません。



病気で入院した ※1日目から補償

医療補償 Aプランのみ

ご加入のお子さまご本人のみが対象です。

お子さまが入院を伴うような病気になってしまっても、日帰り入院※から最長60日まで補償します。また、手術をした場合には手術の内容などに応じて疾病手術・放射線治療保険金をお支払いします。

※日帰り入院とは、例えば夜中の3時に病院に運び込まれ、その日の夕方に退院した場合などが該当します。

◆ご加入の際には、親権者・保護者の方がお子さまの健康状態等に関するご質問にお答えいただく必要があります。お子さまの過去の傷病歴や現在の健康状態などによりご加入をお断りすることがあります。





よくあるご質問

Q PTA行事中の事故でのケガは学校で加入している「福島県PTA安全互助会補償制度」から給付されるとのことですが、その場合この「ふくしまっ子ども総合補償制度」にも請求できるのですか？

A もちろんご請求いただけます。傷害補償は24時間さまざまな事故でケガをされた場合に補償されますので、他の制度（福島県PTA安全互助会補償制度や日本スポーツ振興センターによる災害共済、簡易保険などの保険）の給付に関係なく別枠でお支払いいたします。

Q 日常生活個人賠償責任補償では同居の家族全員が対象とのことですが、兄弟姉妹それぞれで加入した場合、賠償責任補償の補償額はどうなりますか？

A 複数でご加入の場合は、それぞれのプランの合計額が、一つの事故に関する補償額（お支払いの限度額）となります。たとえば、「兄：Aプラン、妹：Bプラン」でご加入のご家族では、賠償責任補償額はAプラン3億円+Bプラン2億円=5億円となります。

（注）保険金のお支払いは、損害の額が限度となります。

Q 新型コロナウイルス感染症には対応していますか？

A 病気を補償するAプランで新型コロナウイルス感染症を発症した場合の入院が補償されます。さらに、全プランで付帯している「特定感染症補償」でも後遺障害・入院・通院が補償されます。

Q 学校から貸与されるタブレットやノートパソコンを自宅で使用中に誤って壊してしまった場合の損害賠償責任は補償されますか？

A 日常生活個人賠償責任補償に付帯の「日常生活個人賠償責任補償特約の受託品・記録情報等補償拡大特約」で補償されます。

Q 学校からタブレットと一緒に充電器とキーボードを貸与されましたが、充電器やキーボードを自宅ですべて壊してしまった場合の損害賠償責任は、補償されますか？

A 補償対象となるのは、「タブレットもしくはノートパソコンまたはこれらの付属機器もしくは周辺機器」となります。このためタブレットと一緒に借りているものも補償対象となります。

Q 学校から貸与されたタブレットが、学校内で盗難された場合の損害賠償責任は補償されますか？

A 学校で保管している間など、学校管理下での盗難の場合には、児童・生徒個人に法律上の損害賠償責任が発生することは考えにくく、基本的には補償対象外となります。

Q 既に加入していますが、新たに手続きは必要ですか？

A 本制度は中学3年生まで自動継続となりますので、お手続きは不要です。詳しくはP.8の「継続加入の方」をご覧ください。

Q 小学校で加入しましたが、この春に中学校へ進学します。なにか手続きが必要ですか？

A 2月中旬頃に送付される「PTA総合補償制度ご継続のご案内」の返信ハガキに、進学先の学校名をご記入のうえご返送ください。詳しくはP.8の「継続加入の方」をご覧ください。

Q 兄弟姉妹も加入できますか？

A 福島県PTA連合会に加盟している小・中学校に通っている場合はご加入いただけます。

Q 保険料控除の対象になりますか？

A 医療補償の所定の保険料は「生命保険料控除（介護医療保険料控除）」の対象となります。詳しくは裏表紙をご確認ください。

お手続き方法

新規加入の方

1 まずはプランをお選びください。

Aプラン・Bプラン・Cプラン・Dプランの中からご加入のプランをお選びください。詳細は補償内容一覧をご参照ください。

福島県PTA連合会に加盟している小・中学校に在籍する児童・生徒が加入することができます。
(おひとりにつき1口のみ加入となります。)

2 「補償の概要および重要事項説明書」を 下記のいずれかの方法で必ずご確認ください。



①右記の二次元バーコードからアクセス
(https://www.kyoeikasai.co.jp/pta_yakkan/jyusetsu_fukushima.pdf)

②書面による提供をご希望の場合には、裏表紙の〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。

- ▶加入申込みを行う際には、必ず重要事項説明書(契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明)をご確認し、同意のうえお申し込みください。
- ▶補償の概要等には、保険金をお支払いする場合(お支払いする保険金)・保険金をお支払いできない主な場合の一覧が記載されています。
- ▶「補償の概要および重要事項説明書」は、印刷・保管されることをおすすめします。

3 新規加入の方は、加入依頼書にご記入ください。

同封の加入依頼書(兼 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書)に必要事項をご記入の上、金融機関お届け印を押印ください。ご加入にあたっては、P.10の「ご加入内容の確認事項」を必ずご確認ください。

ご記入に際しましては以下の点に十分ご注意ください

1. 学校名は略称でなく正確にご記入ください。(例：福島市立福島第一小学校)
2. お名前には必ずフリガナをお願いします。
3. 保険料振替のご指定口座は預貯金通帳に記載されている口座番号等をご確認の上、正確にご記入ください。
4. ご記入の際、訂正箇所には必ず訂正印を押印ください。
5. Aプランにご加入される場合はP.9の「健康状態告知確認書」を必ずご確認のうえ、「健康状態告知」欄にご記入ください。
6. 「他の保険契約」欄は、告知事項となります。必ずご記入ください。

(注1) ご加入の際には加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。告知事項について事実と相違している場合には保険契約が解除されたり、保険金をお支払いできなくなることがありますのでご注意ください。

(注2) 健康状態等に関するご質問への回答(健康状態告知)は、被保険者の親権者または保護者にさせていただきます。保護者とは未成年後見人、保佐人、補助人のいずれかをいいます。

4 返信封筒にてご郵送ください。

学校では受付できません。

専用封筒(このパンフレットと同封の封筒)にてご返送ください。

5 ご指定の口座から保険料が引き落とされます。

本制度の保険料は加入依頼書でご指定いただいた口座から引き落としされます。(口座引落し以外のお取扱いはできません。)

引落口座について

- ①口座引き落としの際、預金通帳には「ケンPTAホケン」と印字されますので予めご了承ください。(金融機関のシステム上の理由により「三菱UFJニコス」等と印字される場合があります。)
- ②口座引き落とし日に、引き落とされなかった場合は、翌月の27日(土・日・祝日の場合は翌営業日)に、口座に再請求されます。なお、2度の口座請求にて、引き落としができなかった場合には、お申込みは無効となります。

6 加入者証が送付されます。

加入者証は4月1日加入(申込締切3月15日)の場合、5月下旬頃送付いたします。

ただし、上記⑤②の場合で2度の口座請求にて引き落としができなかった場合には、送付した加入者証は無効となります。

(注) 申込締切日(消印有効)、補償期間、加入者証送付時期、保険料口座振替日については右記の「お申込締切日と補償期間」にてご確認ください。

継続加入の方

継続加入の方は、引受保険会社からお知らせします。

特段お申し出がない限りは中学3年生まで自動継続となります。同封の加入依頼書の提出は必要ありません。
2月中旬頃に「ふくしまっ子子ども総合補償制度ご継続のご案内」が引受保険会社より送付されます。

以下の事由が発生した場合は、「ふくしまっ子子ども総合補償制度ご継続のご案内」の返信ハガキに変更内容をご記入のうえ
ご返送ください。

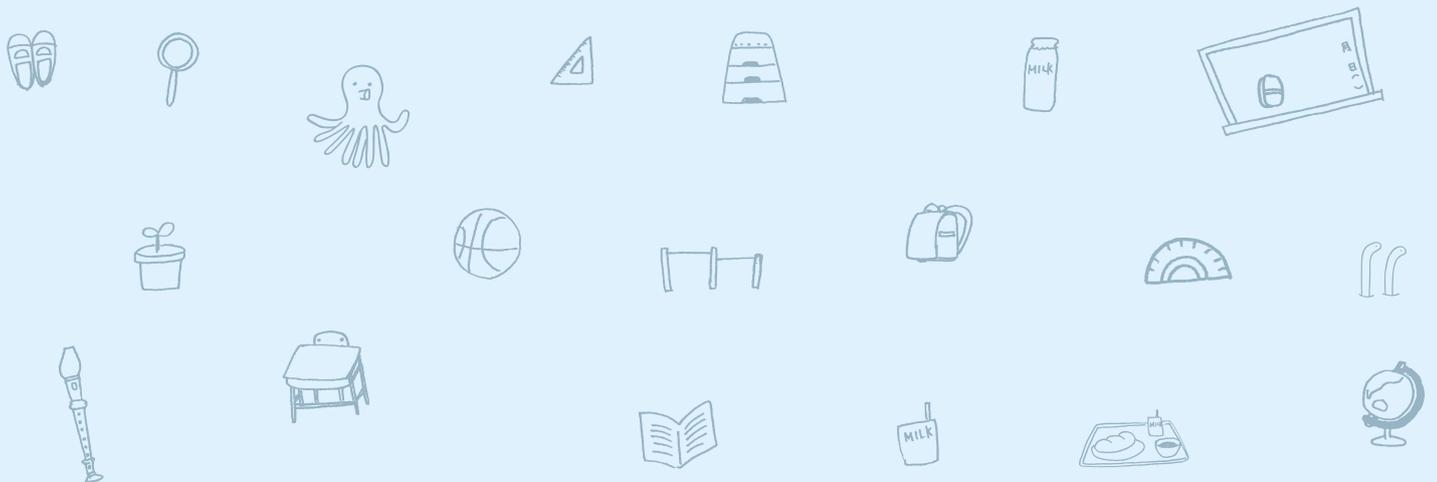
同封の「加入依頼書」では変更できませんのでご注意ください。

- ① 中学校へ進学される場合*
- ② 転校した、または転校する場合*
- ③ 住所変更がある場合
- ④ 加入プランを変更される場合
- ⑤ 保険料振替ご指定口座に変更がある場合

※私立中学校進学や県外への転出など、福島県PTA連合会に加盟していない小・中学校へ通われる場合には、本制度にご加入（ご継続）いただく
ことができません。

(注1) 「ふくしまっ子子ども総合補償制度ご継続のご案内」が届かない場合、裏面のお問い合わせ先までご連絡ください。

(注2) プランを変更されない場合、加入者証番号に変更はありません。



【お申込締切日と補償期間】

申込締切日(消印有効)	補償期間	加入者証送付時期	保険料口座振替日
3月15日	令和5年4月1日～令和6年4月1日(1年間)	5月下旬	5月29日

申込締切日以降も令和5年10月13日(消印有効)まで中途加入できますので、
ご希望の場合は取扱代理店までご連絡ください。
お申込日に応じた補償期間と保険料をご案内いたします。

(注) この制度は福島県PTA連合会を保険契約者とし、連合会所属の小・中学校の児童・生徒を被保険者とする団体制度です。福島県PTA連合会が本制度を案内し、申込締切日(消印有効)までに送付された加入依頼書を取りまとめ引受保険会社と保険契約を締結いたします。また、引受保険会社は、受付した加入依頼書の内容確認を行った上で加入者証を作成し発送いたします。つきましては、お客様個人でご契約されている保険とは契約形態が異なるため、加入者証ご到着まで時間を要しますが、上記のスケジュールにて運用させていただきますことをご了承ください。

健康状態告知確認書

～正しく告知いただくためにご確認いただきたい事項～

1. 告知の重要性について

- 損害保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に補償しあう制度です。ご加入者間の保険料負担の公平性を保つため、ご加入者および保険の補償を受けられる方（以下「被保険者」といいます。）にはご加入に際し、健康状態等について告知をしていただく義務（告知義務）があります。

2. 健康状態告知欄にはありのままを告知（ご記入）ください

- ご加入にあたっては、「健康状態等に関するご質問」（過去の傷病歴、現在の健康状態等）について、事実をありのままに正確に告知してください。

- 書面にてご回答いただいたことが告知となります。保険契約者または共栄火災社員にお話しされただけでは告知いただいたことにはなりません。必ず被保険者ご本人（満15歳未満のときは親権者）が、健康状態告知欄にご回答ください。なお、親権者がいない場合には、後見人（未成年後見人）の方が健康状態告知欄にご回答ください。

3. 正しく告知いただかなかった場合の取扱い

- 「健康状態等に関するご質問」について、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、弊社は「告知義務違反」としてご加入の保険を解除させていただくことがあります。この場合、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

- 告知義務違反によりご加入の保険を解除した場合、保険金の支払事由が発生していても保険金のお支払いをすることができません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除の原因となった事実」の因果関係によっては、保険金のお支払いができることがあります。

4. 傷病歴等を告知いただいた場合の取扱い

- 共栄火災では、保険料負担の公平性を保つため、被保険者の健康状態に応じた引受対応を行っており、「健康状態等に関するご質問」のご回答内容等により、Aプランへのご加入をお断りすることがございます。

5. 告知いただいた内容の弊社による確認について

- 共栄火災社員または共栄火災が委託した担当者が、ご加入後または保険金のご請求の際、ご加入内容、告知内容およびご請求内容等について確認させていただくことがあります。また、被保険者を診察した医師等に対して、病状等について確認させていただくことがあります。

6. 保険責任の開始期前の発病等の取扱い

- ご加入いただいた保険の補償が開始される時期を保険責任の開始期といいます。正しく告知をいただいた場合でも、保険責任の開始期前に発病した病気については、保険金をお支払いできません。

ただし、継続契約の場合、入院を開始した日または手術もしくは放射線治療を受けた日が最初の保険契約の保険責任の開始期からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後である場合は、保険金をお支払いします。

7. 「現在ご加入の保険の解約を前提とした新たな保険のご加入」をご検討の場合のご注意

- 現在ご加入の保険を解約し、新たにご加入される場合につきましても、通常の新規のご加入と同様に告知義務があります。告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご加入の引受ができなかったり、その告知をされなかったために前記のとおり解除となることもあります。

- 新たにご加入される保険責任の開始期前に発病した病気については、新たにご加入の保険では保険金をお支払いできません。また、現在ご加入の保険の解約日以降は、解約日以前に発病した病気であっても、現在ご加入の保険では保険金をお支払いできません。

(※) この書面による説明および「健康状態等に関するご質問」にご不明な点がありましたら、どのようなことでも共栄火災社員にご質問いただき、全てご理解いただいた時点でご加入をお申込みいただきますようお願い申し上げます。

(※) ご加入者様より、被保険者となられるお子様へこの確認書に記載された内容をお伝えください。

(※) この「健康状態告知確認書」は、ご加入のお申し込み後に送付させていただく加入者証と一緒に大切に保管してください。

ご加入内容の確認事項

～お申込みいただく前にご確認いただきたい事項～

本確認事項は、ご加入いただく保険がお客さまのご希望を満たした内容となっていること、加入依頼書の内容が正しく記載されていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが、重要事項説明書やパンフレットを参照しながら、以下の事項について再度ご確認のうえ、ご加入いただきますようお願いいたします。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、共栄火災までお問い合わせください。

ご確認いただきたい事項

- この保険はお客さまのご意向を推定（把握）のうえご案内しています。ご加入内容が以下の点でお客さまのご意向に合致しているか、よくご確認ください。
 - 補償の種類（保険種類・補償する事故の範囲）
 - 補償の内容（お支払いする保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など）や特約の内容
 - 保険金額（ご契約金額・契約タイプ等）
 - 保険期間（ご契約期間）
 - 保険料・お支払方法（払込方法）
 - 被保険者（保険の補償を受けられる方）の範囲
- 健康状態の告知内容に誤りがないかご確認ください。（Aプランの場合）
- 加入依頼書の記載内容（被保険者の『氏名』・『満年齢』・『性別』・『職業・職種』等）に誤りがないかご確認ください。
- 重要事項説明書の内容にご不明な点がないかご確認ください。
- 最終的にご選択いただいたご加入内容が当初のご意向に沿った内容になっているか、よくご確認ください。

お申込みいただいた後は...

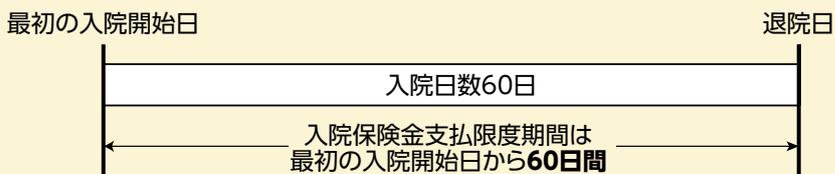
●ご家族の方にも保険の加入内容についてお知らせください《代理請求制度について》

この保険では、被保険者（保険の補償を受けられる方）が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居する配偶者の方等が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。万が一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要（保険会社名、お支払いする保険金の種類など）をお伝えいただきますようお願いいたします。

※医療保険（1年契約用）の入院保険金支払限度期間について

お支払い例（入院保険金支払限度期間60日の場合）

例1 継続して60日入院し退院されたとき



入院保険金は**60日分**のお支払いとなります。

例2 継続して10日入院し退院、退院後30日間は自宅療養、その後最初の入院と同一の病気で継続して50日入院されたとき



入院日数の合計は60日ですが、入院保険金支払限度期間が60日のため、入院保険金は最初の疾病入院を開始した日からその日を含めて疾病入院保険金支払限度期間を経過するまでの「①最初の入院日数の10日分+②再入院日数の20日分(50日-30日)=合計30日分」のお支払いとなります。

\\ もしも事故が起こったら… //

保険金の請求方法

1 万一事故が発生したときは、すみやかに共栄火災までご連絡ください。

「専用コールセンター」または「インターネット事故受付」のいずれかをご利用ください。

専用コールセンター

通話料
無料

インターネット事故受付

24時間365日事故受付サービス

0120-693-261

https://www.kyoeikasai.co.jp/contractor/if/accident/fire_agree.html



2 保険金請求書類をお送りします。

共栄火災から保険金請求書類が郵送されますので、必要事項をご記入のうえご返送ください。

なお、事故内容(傷害・賠償等)によって提出いただく書類は異なります。傷害事故の保険金請求額が10万円以下の場合、原則として診断書ではなく、入院・通院申告書および診察券(写)・領収書等の提出によりご請求いただくことができます。



3 保険金のご請求についてアドバイスします。

必要に応じて専任スタッフが

- ①事故日時
- ②事故が起きた場所
- ③事故状況
- ④おケガの状態や損害額

について聴取の上、保険金の請求方法などについて親切丁寧にアドバイスいたします。



4 保険金がスピーディーに送金されます。

必要書類受付後、原則30日以内にご指定の口座へ送金されます。(保険料のご入金確認後となります。)



\\ 通話料・相談料無料 //

まごころ健康 ダイヤルサービス



全てのプランで、ご家族全員がご利用できます。

1 健康・介護相談 24時間365日

お子さまの急な発熱や、ケガの応急処置をはじめ、さまざまなご相談に専門スタッフがお応えします。

2 年金相談 毎週火・水・木曜日10:00~17:00 (祝日・年末年始を除く)

公的年金に関し、社会保険労務士が電話相談をお受けいたします。

3 税務相談 毎週水曜日 10:00~17:00 (祝日・年末年始を除く)

税金に関し、税理士が電話相談をお受けいたします。

4 法律相談 毎週水曜日 10:00~17:00 (祝日・年末年始を除く)

法律に関し、弁護士が電話相談をお受けいたします。

(注1)②~④の年金・税務・法律相談は、当日10時より先着順で予約受付を行います。ご予約で一杯になり、お断りすることもありますので、早めのお電話をお願いします。

(注2)本サービスの電話番号は引受保険会社から発行される加入者証にてご確認ください。新たにご加入いただいた方のご利用開始は加入者証の到着後となります。



ご注意

- お支払いいただいた保険料のうち、医療補償の所定の保険料については所得税法・地方税法上の「生命保険料控除(介護医療保険料控除)」の対象になります。(令和4年10月現在)なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますのでご注意ください。加入者証に控除証明書が添付されます。
- この制度は解約のお申出がない限り、中学校卒業まで自動的に継続されます。
- 私立中学校進学や県外への転出など、福島県PTA連合会に加盟していない小・中学校に転校または進学された場合は解約となりますので、取扱代理店までご連絡ください。
- このパンフレットは保険の概要を説明したものです。ご不明な点については引受保険会社にお問い合わせください。ご加入の際には、必ず「重要事項説明書」をお読みください。

お問い合わせ先

取扱代理店

ジェイアイシーセントラル株式会社 福島スクールセンター
TEL: 0120-049-300
〒960-8031 福島市栄町7-25 斎藤胃腸科ビル4階
<本社>
〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄5-28-19
アルティメイトタワー栄Vビル9F

引受保険会社

共栄火災海上保険株式会社 東北支店 福島支社
TEL: 024-554-3006
〒960-0231 福島市飯坂町平野字三枚長1-1 (JA福島ビル)